

○議長（川崎和夫君） 1番 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） 1番田村馨でございます。

まず、私からの一般質問に入る前に、私ごとなのですが、先月の2月からちょっとせきぜんそくを患っておりまして、大分症状はよくなつては来たんですが、ここで、発言の途中でちょっと咳き込む場合があるかもしれません。ちょっとお聞き苦しい点、あるかもしれませんけども、まずご容赦願いたいと思います。

それでは、私から一般質問を行ってまいります。

まず、私からは、高齢者等の成年後見制度の活用についてお尋ねします。

自己責任、自己決定、自己負担が原則の契約社会において、認知症高齢者の方々を消費者被害から守り、安心して暮らせる舟橋村にするためには、どのようにすればいいのか。

そこで、高齢者等の権利擁護に関する件として、成年後見制度の活用について伺います。

認知症高齢者、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話をするために、介護サービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことを行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、昨今問題になっておりますが、悪徳商法などの被害に遭うおそれがあります。このような成年者の方々を保護し、支援するのが成年後見制度であります。

成年後見制度は、私的事項あるいは認知的事項にかかわることであり、本来的には自治体は関与しないはずであります。制度改正がなされた現在では、認知症高齢者、知的・精神障害者などの方々の福祉の増進を図るため、必要があると認められるときには市町村長に後見開始の審判申し立て権が付与されております。また、介護保険事業におけるサービス給付を選択する本人の判断能力が不十分なとき、この制度の利用が必要になってくるのであります。つまり、成年後見制度の活用を図ることは、高齢社会への対応と福祉の充実を図る上で、村の施策と関連性があると考えます。

そこで、お伺いいたします。

成年後見制度の存在及び村長に後見申し立て権が付与されたことの周知、これを今までどのようになされてきたのか、まずお伺いいたします。そして、当村において、この

制度を利用された方はいらっしゃるのでしょうか、あわせてお伺いをいたします。

次は、生涯学習の充実についてであります。

生涯学習は、従来型の社会教育の枠組みでは捉え切れないほど幅広い展開を見せており、生きがいづくりを目標とした旧来の生涯学習と、まちづくりへの学習、協働の視点をも視野に入れた新しい生涯学習とがともに必要となってきました。

そこで、当村の目指す生涯学習を実現するための具体的推進策について伺います。

今までにも生涯学習の機会の提供などインプットに関する支援はなされてきておりますが、学習成果の活用、つまりアウトプットに関する支援については、さらに検討を重ねていただきたいと思いますと考えております。

村内外で講座を受講されている方々、作品を出展、展示されている方々が抱かれている日ごろの学習成果を生かしたい、社会貢献をしたいという住民ニーズに対する情報提供と相談体制について伺います。あわせて、学習成果をまちづくりや地域の課題解決に生かすための事業の取り組み状況についてもお伺いいたします。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 1番 田村議員の成年後見制度の活用についてのご質問にお答えいたします。

ご存じのとおり、成年後見制度は、認知症や障害等の理由から判断能力が不十分な人にとりまして、不動産や預貯金などの財産管理や介護などのサービスや施設への入所に関する手続と契約に関すること、さらには遺産分割等の必要な場合も自身で行うことが難しいことがあります。このような判断能力が不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度であります。

成年後見には、当該者の状態や内容に応じて、「後見」「保佐」「補助」があります。家庭裁判所により選ばれた成年後見人が、成年被後見人の利益を考えながら、被後見人の代理人として契約の法律行為を行ったり、被後見人の同意を得ずにした不利益な法律行為を取り消すことによりまして、被後見人の保護・支援をするものであります。

成年後見制度を利用する場合は、家庭裁判所に申し立てを行い、おおむね4カ月以内で後見人が選任されることとなります。利用手続は、通常であれば本人や親族が申し立てを行いますが、身寄りがいない認知症高齢者等につきましては、市町村長に審判の申し立て権があります。

議員からご質問のありました本制度の周知に当たっては、地方法務局からのパンフレ

ットを窓口に備えまして周知を図っております。また、地域包括支援センターを中心にケアマネージャー、中部厚生センター、中新川広域行政事務組合、舟橋村デイサービスセンター等で構成する地域ケア会議におきまして、高齢者や障害者のよりよい生活支援のための事例検討を通して周知を行っております。

さらには、制度の活用を検討されたほうがよいと思われるひとり暮らしの高齢者の方や障害者本人や家族の方に、民生委員さんを通じて、制度の説明とさらに詳細な説明を希望される方には、関係機関の職員とともに訪問による教示を行っております。

一方、本村では、成年後見制度の利用に当たり、申し立て費用及び成年後見人の報酬を負担することが困難な人に対し助成する「舟橋村成年後見制度利用支援事業実施要綱」、また後見開始審判の申し立てを自ら行うことが困難で、かつ親族等の申し立てが困難な人に対しては、村長が申し立てを履行する「舟橋村成年後見申し立て支援事業実施要綱」を制定しまして、一昨年（平成29年）4月1日に施行しているところであります。

利用状況は、今年度に1件、村長の申し立てにより成年後見人を選定した事例があります。全国的に見ますと、平成29年末で約21万人が制度を利用するなど増加傾向にあります。申立人につきましては、平成29年の申し立て件数の約3割が子、次いで約2割が市町村長の申し立てとなっており、市町村長の申し立ては右肩上がりに伸びているところであります。このことは高齢化の進展によるものでありまして、本村におきましても同様なことが想定されるところであります。

今後制度の利用要望が高まることが推察されますので、村民のニーズを図りながら成年後見制度の周知や利用の働きかけに取り組んでまいりたいことを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（川崎和夫君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 1 番田村議員さんのご質問にお答えします。

生涯学習とは、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など、さまざまな機会において行う学習の意味で用いられています。

本村の生涯学習・生涯スポーツの推進については、第4次総合計画、教育大綱にもあるように、参加機会の創出や主体的な学びの場となるように、図書館や舟橋会館、教育委員会関連団体、総合型スポーツクラブ、スポーツ推進委員協議会、体育協会など、連

携して体制整備などに努めております。

そして、村民一人一人がその生涯にわたってあらゆる機会、場所において学習でき、その成果を適切に生かすことができるように、また多様な住民ニーズに対応できるように事業を行っています。

具体的な取り組みをお伝えしますと、舟橋会館では、各種団体が書道、パッチワーク、大正琴などの幾つかの自主サークル教室を開いており、その成果を文化祭や各種展示会などで発表されておりますし、公民館活動として各種講座や音楽会、親子での自然体験活動、村民大学など、積極的に行っております。

また、スポーツ関係では、舟橋文化スポーツクラブが通年教室、定期講座、定期イベントなどを開催し、運動、スポーツに気軽に参加できるよう環境づくりに努めております。

ご存じのように、スポーツ推進委員や体協委員が連携して住民運動会や体協行事を開催していますが、村民が協力して運営に携わっており、これらの大会は村民、地域住民の世代を超えた交流の場となり、互助、共助による活力あるコミュニティを形成しています。

次に、図書館では、乳幼児サービス、児童サービスから年配者サービスと、生涯学習の拠点としてあらゆる事業を展開し、各方面から注目されておりますし、教育委員会でも自主事業として、県埋蔵文化財センターや県国際交流センターなど村外機関と連携し、村史普及推進事業や国際交流推進事業などに取り組んでおります。

幾つか紹介しましたが、これらの取り組みは、随時、村ホームページへの掲載や広報紙、舟橋村カレンダー、ばんどりリーフレットなどを通して、村民へ情報提供しております。

質問にもありましたように、まちづくりへの学習や協働の視点を入れた取り組みの重要性が高まっていますが、今お伝えしました数々の事業、取り組みは、村民が自ら学んだ成果や経験を生かし、活力あるまちづくりに参加し協力することで、地域コミュニティ形成の一助としてその役割を担っているとも思っております。

グローバル化が進み、目まぐるしく変化する現代社会の中で、村として人づくり、きずなづくりなど、地域コミュニティの形成につながる視点も持ちつつ、住民の多様なニーズに対応できるよう、村内外の機関とも連携しながら、今後一層生涯学習、社会教育を組織的・系統的に推進していきたいと思っております。

以上で、田村議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） 私から1点再質問いたします。

成年後見制度についてなんですが、これまでも弁護士や社会福祉士など、いわゆる専門職後見だけでなく、聞いた話によりますと、市民後見人といえますか、そういった方を活用して、いわゆる財産管理だけではなく、身の上看護を含め、本人に寄り添った支援を求める声というのが、実はちょっと寄せられてきております。

そして、障害児の保護者の方々なんですが、自分が高齢になっていくことの不安、あるいは自分たち親が亡き後の子どもの生活に対する不安を訴えられます。

そういった一人一人の事情に合った後見人制度の充実というのを私は願っておるわけですが、そこで1点なんですが、こういった保護者や関係者の皆さんの要望に応え、例えば社会福祉協議会など公的機関による法人後見を進めることについては、どのように考えておられますか。最後に1点再質問いたしまして、私からの質問を終わります。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 田村議員の再質問の件でございますけれども、ご質問にあったとおり多様化しており、より詳細にといたしますか、より寄り添った、そういった保護が必要だというふうに考えております。

そのやり方として、ゴールがあるわけではなく、どのような形にするのが最善なのかということは、常に社会福祉協議会や関係機関と十分に協議して、そういった方向について検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。